

要介護・要支援認定の有効期間について

厚労省より要介護・要支援認定の臨時的な取扱いとして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、面会が困難で、被保険者への認定調査ができない場合、当該被保険者の要介護・要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できるとの通知がありました。

なお、杵藤地区介護保険事務所では、認定有効期間を12ヶ月延長することとし、下記のとおり取り扱うことになりましたので、ご理解とご協力の程よろしくお願いたします。

